

## 氷見市国民健康保険人間ドック助成制度を利用されるみなさまへ

### <注意事項>

※受検日当日、氷見市国保の資格がある場合のみ、助成対象となります。  
※今年度中に、特定健康診査を受ける場合は、重複して人間ドックを受検する(助成制度を利用して)ことはできません。重複して受検した場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

### <助成制度利用の流れ>

人間ドック利用者（以下「利用者」という。）が、指定医療機関へ受検日の予約をする。



保険証と印鑑を持参して、市役所の市民課医療保険窓口へ「氷見市国民健康保険人間ドック利用申請書」を提出する。



市で受付後、利用資格等を確認し、後日「氷見市国民健康保険人間ドック利用承認書」（以下「承認書」という。）を利用者へ送付する。  
（通常は、受付から1週間以内に送付される）



（受検日の変更や取消の場合）  
利用者は、受検日の変更や取消しを早急に指定医療機関へ申し出る。



利用者が保険証と承認書を持って指定医療機関で受検する。

利用者は、受検費用の内、市の助成額を差し引いた額を指定医療機関へ支払う。

※市の助成額は、受検料金の6割（100円未満切捨て）か  
24,000円（助成上限額）のいずれか低い方

※男性の前立腺ガン健診、女性の乳ガン健診、子宮ガン健診以外のオプションは助成対象外。